

令和7～10年度 甲賀市ふるさと納税事業支援業務委託（長期継続）に関する公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

この要領は甲賀市ふるさと納税の寄附募集にあたり、寄附者のニーズ及び甲賀市らしさの双方を満たす返礼品の企画開発、寄附獲得につなげるための各ポータルサイトの特徴を踏まえたプロモーションや甲賀市のファン獲得に向けた取組等を行うものであり、専門的な知見や実績を有する事業者の企画力や発想力が求められることから、受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務委託等の名称	令和7年度 第302号
	令和7～10年度 甲賀市ふるさと納税事業支援業務委託（長期継続）
(2) 業務委託等の内容	「令和7～10年度甲賀市ふるさと納税事業支援業務委託（長期継続）仕様書」のとおり
(3) 業務期間	契約締結の翌日 から 令和11年3月31日まで

3 予算額

当市が受領した寄附金額の6%以下（消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の金額とする。ただし、ふるさとらべる等の返礼品の受発注管理等が不要なふるさと納税ポータルサイトの運用に係る委託料は、寄附額の4%以下の金額とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 スケジュール

令和7年12月 3日 (水)	公募開始、質問受付
令和7年12月18日 (木)	質問受付期限
令和7年12月24日 (水)	質問に対する回答最終日（ホームページ）
令和7年12月25日 (木)	参加申込提出締切
令和8年 1月 8日 (木)	参加資格・一次審査結果通知（予定）
令和8年 1月15日 (木)	企画提案書等の提出期限
令和8年 1月27日 (火)	プレゼンテーション審査（予定）
令和8年 1月下旬	二次審査結果通知（予定）
令和8年 2月上旬	契約締結（予定）

6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不當に利用するなどしている者

7 関係資料の配布方法

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <http://www.city.koka.lg.jp>

- (2) 掲載期間

令和7年12月 3日（水）13時から

令和8年 1月15日（木）17時まで

- (3) 掲載資料

- ア 公募型プロポーザル公告
- イ 公募型プロポーザル実施要領
- ウ 様式集
- エ 特記仕様書
- オ 審査要領

8 説明会

説明会は実施しない。

9 参加申込の提出

- (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加申込者は、次の書類を提出すること。

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
 - イ 申込者の概要（様式2）
 - ウ 業務実績調書（様式3）
 - エ 執行体制調書（様式4）
 - オ 提案内容概要書（任意様式 A4 3枚以内※両面印刷可）
 - カ 業務スケジュール（任意様式 A3 1枚）
 - キ 甲賀市の入札参加資格者名簿に未登録の場合は、次に掲げる書類 各1部
 - ・法人にあっては、履歴（又は現在）事項全部証明書の写し
 - ・法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書の写し
 - ・個人にあっては、身分証明書の写し
 - ・法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し
 - ・個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し
- 各証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

- (2) 提出期限 令和7年12月25日(木) 17時15分

- (3) 提出先 甲賀市役所 総合政策部政策推進課

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時15分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

10 質疑・回答

(1) 提出方法 別紙質問書により提出すること。

※ただし、電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。

(2) 提出期限 令和7年12月18日(木) 17時15分

(3) 提出先 甲賀市役所 総合政策部政策推進課 (E-mail:koka10041000@city.koka.lg.jp)

(4) 回答方法 甲賀市ホームページにより回答する。

(5) 回答期限 令和7年12月24日(水) 17時15分

11 参加資格審査および一次審査（書類審査）

(1) 参加申込提出書類を基に参加資格審査および一次審査を実施する。

参加申込者が5者以上の場合は一次審査を行う。上位のものから順に二次審査に進むことのできる4者を選定する。ただし、4者以下の場合は参加資格審査のみを行い、一次審査は行わない。

(2) 一次審査は各審査項目について「一次審査基準」（別紙1）に基づきプロポーザル審査委員会が評価する。

(3) 審査結果の通知は、参加資格審査および一次審査結果通知書により行う。なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

12 企画提案書等の提出

参加資格審査および一次審査を通過したものは下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

本実施要領、仕様書および甲賀市財務規則等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

ア 企画提案申込書（様式5） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

ウ 見積書（様式6） 正本1部、副本6部

(2) 提出期限 令和8年1月15日(木) 17時15分

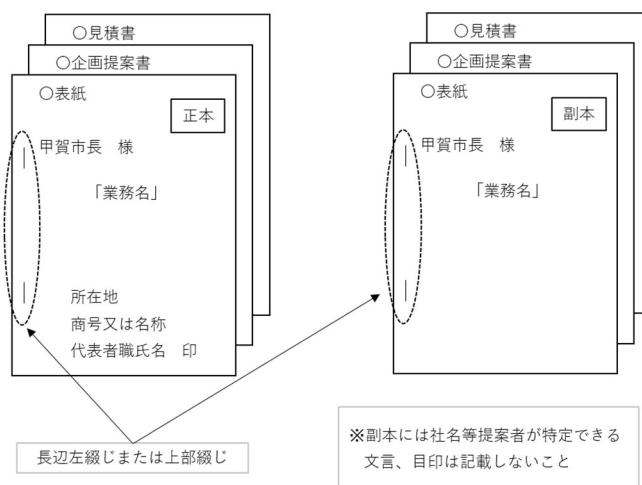
(3) 提出先 甲賀市役所 総合政策部政策推進課（市役所3階）

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時00分までに到着したものに限り、受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

正本 1部

副本 6部



1.3 企画提案書作成方法

- (1) 企画提案書には、特記仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。審査基準の審査項目ごとに記載すること。
- (2) 形式は、A4 サイズを基本とするが、必要に応じて A3 サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴りとする。なお、文字の大きさは 11 ポイント以上とする。
- (3) 企画提案書の頁数は、30 頁以内とする。(表紙およびタイトルを含む、表紙以外は両面印刷とする)
- (4) 見積書（様式 6）には、仕様書に掲げる業務について、全てに要する経費を明記すること。
- (5) 提出部数は、正本 1 部、副本 6 部とする。
- (6) 副本 6 部には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。
- (7) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

1.4 二次審査方法

- 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。
- (1) 企画提案書等をもとに設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選定する。
 - (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
 - (3) 各審査項目について、提案内容を「二次審査基準」（別紙 2）に基づき評価する。
 - (4) 審査委員の採点を集計し、一次、二次の合計点数で獲得点数の高い事業者から順に最優秀候補者を選定する。なお、提案者が 1 者のみの場合は、一次審査および二次審査の合計点数が 300 点以上であれば、その者を最優秀候補者として選定する。
 - (5) 書類およびプレゼンテーション審査は、令和 8 年 1 月 27 日（火）を予定している。
 - ア プrezentation の時間
時間：20 分以内（準備除く）
質疑応答：15 分程度
 - イ 出席者
プレゼンテーションの参加人数は 3 名以内とする。
 - ウ 提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加の提案や資料は認めない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用しての説明については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認める。
 - エ 使用備品
プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、プロジェクター（HDMI 接続）、スクリーン、HDMI ケーブルについては、市所有のものを使用することができる。その他のものについては提案者で用意すること。
 - オ 審査は提案事業者名を伏せて行うため配慮すること。

1.5 二次審査結果

審査結果は、全参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書により通知し、ホームページにて公開する。

1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差換え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

1.7 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.8 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が業務見積額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.9 問合せ先

甲賀市役所 総合政策部政策推進課

電話 0748-69-2105

FAX 0748-63-4554

E-mail koka10041000@city.koka.lg.jp